国際法による環境の扱い方

- 原因発生国・被害国を特定できる場合
 - ▶ 越境汚染
- 被害国を特定できない場合
 - ▶ 国際公域の汚染
 - ▶ 環境そのものに対する脅威 生態系・生物多様性
- 原因発生国も被害国も特定できない場合
 - ▶ オゾン層破壊
 - ▶ 気候変動

国連

- 環境を扱う権限
 - ▶ <u>憲章</u>1条?
 - ▶ 55条?
- 機関
 - ▶ 総会
 - ◆ 環境に関する決議採択 13条
 - 環境権決議 A/RES/76/300
 - ◆ 会議の開催決定
 - 人間環境会議
 - 環境開発会議
 - 持続可能性会議
 - ◆ 総会が選ばれる理由
 - 政治的重要性
 - 国内担当部局との関係
 - ➤ FAO だと農水省
 - ▶ UNEP だと環境省
 - ▶ 安保理
 - \Rightarrow S/RES/687 (1991), para. 16
 - ◆ 気候変動に関する議論
 - ▶ 経社理
 - ◆ SDGs 検証 A/RES/70/299 パラ 3 以下
 - ◆ 専門機関との窓口 憲章 64条
 - ◆ NGO との窓口 憲章 71 条
 - ➤ UNEP

- ◆ A/RES/2997 (XXVII)により設立
- ◆ 条約事務局としての機能 A/RES/55/198
- ◆ 条約作成
 - 水俣水銀条約
- ◆ 非拘束的規範の作成
 - <u>Cairo Guidelines and Principles for the Environmentally Sound</u>

 Management of Hazardous Wastes
- ◆ 国際機構(専門機関)になるべき?
- ▶ 地域委員会 特に UNECE
 - ◆ 条約リスト

専門機関

- <u>FAO</u> 駐日事務所
 - ▶ 条約作成
 - ◆ <u>Compliance Agreement</u> 外務省による<u>説明</u>
 - ◆ ITPGR 外務省による説明 農水省による説明 (下までスクロール)
 - ◆ Agreement on Port State Measures 外務省による<u>説明</u>
 - 非拘束的規範の作成
 - ♦ Code of Conduct on Responsible Fishing
 - ♦ Reykjavik Declaration on Sustainable Fisheries
- IMO 国交省による説明
 - ▶ 条約作成
 - ♦ MARPOL
 - ♦ SOLAS
 - ♦ バラスト水条約
 - ▶ 批判
 - ◆ 理事会 (Council) の構成

国連関連国際機構

- IAEA
 - ▶ チェルノブイリ事故への対応
 - ▶ 福島第一原発処理水放出への対応
 - ◆ 経産省 IAEA によるレビュー

国際機構?

- Global Environmental Facility
 - ➤ 役割 "funder" 「資金を提供する」
 - ▶ 資金提供例
 - ▶ 機構的構造
 - ▶ 法的地位
 - ♦ 1991 年設立 <u>IBRD Board of Executive Directors Resolution 91-5</u>
 - 法的地位につき説明なし
 - ◆ 1994 年 <u>Instrument for the Establishment of the Restructured Global</u>
 <u>Environment Facility</u>
 - ◆はり説明なし
 - パラ7 Participation
 - パラ34 コンセンサスによる終了

以上